

## 令和6年度愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金 支給申請等に係る手続きについて

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金(返済不要、申請必要)」を支給します。該当する方は、各学校を通じて申請してください。

### 記

#### 1 支給要件(基準日(原則7月1日)に次の要件を全て満たすこと)

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している  
※ 愛媛県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)  
※ 失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる場合は、給付金の支給申請が可能です。詳しくは、在籍する学校へお問い合わせください。
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している  
※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

#### 2 支給額(対象生徒1人当たりの年額)

世帯区分	通信制以外	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯の第1子(生活保護〔生業扶助〕非受給世帯)	122,100円	50,500円
15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の第2子以降	143,700円	50,500円

※ 新入生に対する4~6月分相当額の前倒し給付を受けた場合、7月1日を基準日とする申請による給付額は、上記年額から前倒し給付額を差し引いた額となります。

#### 3 申請書等配布場所

非課税世帯に該当すると思われる方、家計急変世帯に該当する方は、事務室まで申請書類を取りに来てください。(来校が不可能な場合は、郵送しますので事務室までご連絡ください。)

#### 4 提出期限

**令和6年8月26日(月)**

《7月2日以降に生じた家計急変に係る申請の場合》

随時(事務室へお問い合わせください。)

#### 【問合せ先】

愛媛県立丹原高等学校事務室  
TEL: 0898-68-7325